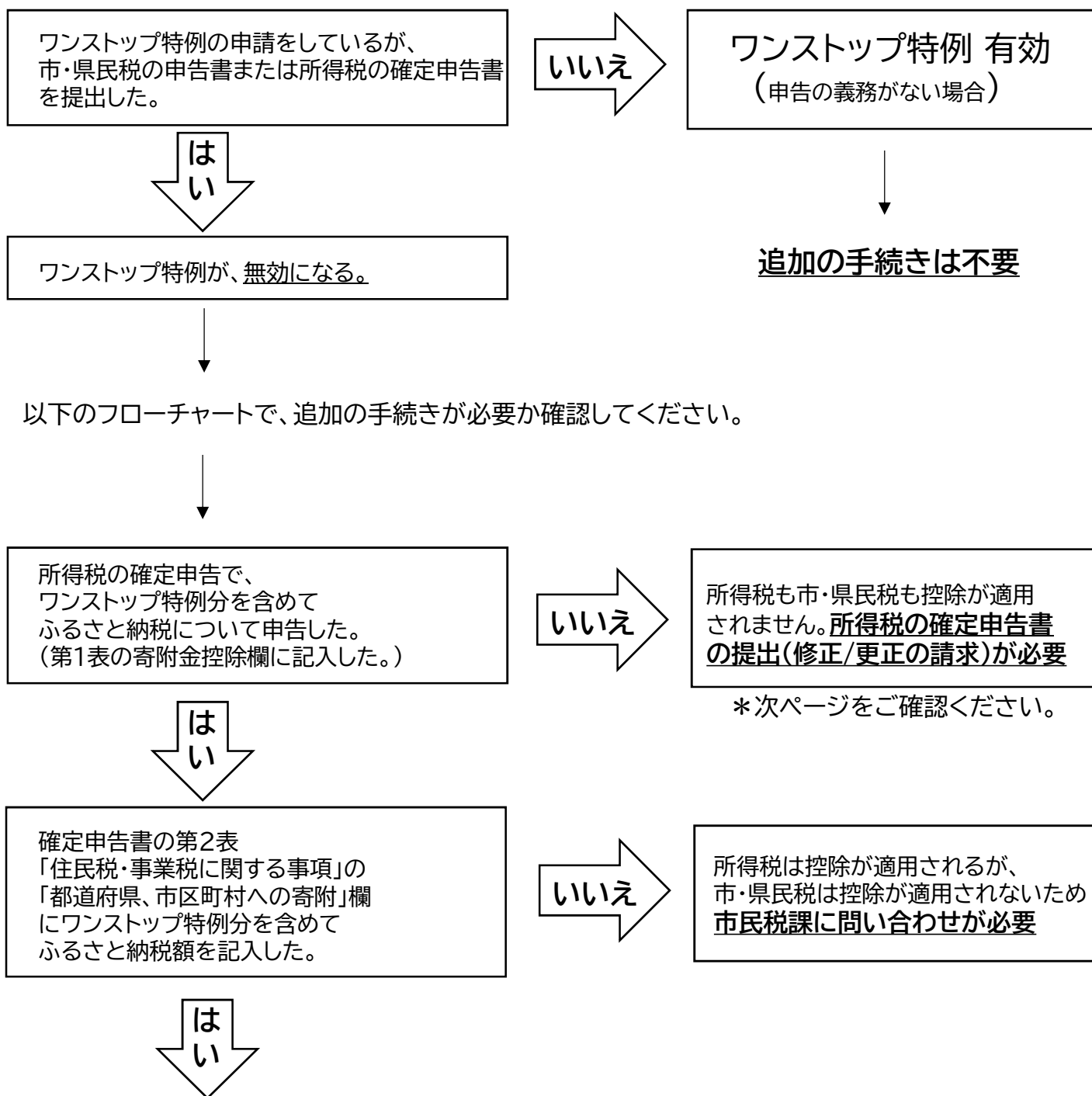


ワンストップ特例(申告特例) 有効・無効 判断フローチャート

今回、無効の通知が届いたかたは、以下のフローチャートで
追加の手続きが必要か確認してください。



所得税も市・県民税も控除が適用されるため、**追加の手続きは不要**

*フローチャートは簡単な目安になるため、あてはまらない場合があります。

税務署からのお知らせ

○税務署に所得税の確定申告書を提出したかたへ

ふるさと納税ワンストップ特例を申請されたかたが確定申告書を提出した場合、「ふるさと納税ワンストップ特例」が無効となり適用されません。

確定申告書を提出した際に「ワンストップ特例」を申請した寄附金を申告していないなど、提出した確定申告書の内容を訂正したい場合は、「更正の請求書」を管轄の税務署に提出する必要があります。

○更正の請求書の作成方法

1 下記アドレスまたはQRコードから「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

・PCをお持ちのかたはこちら→<https://www.keisan.nta.go.jp/>

・スマートフォンをお持ちのかたはこちら→



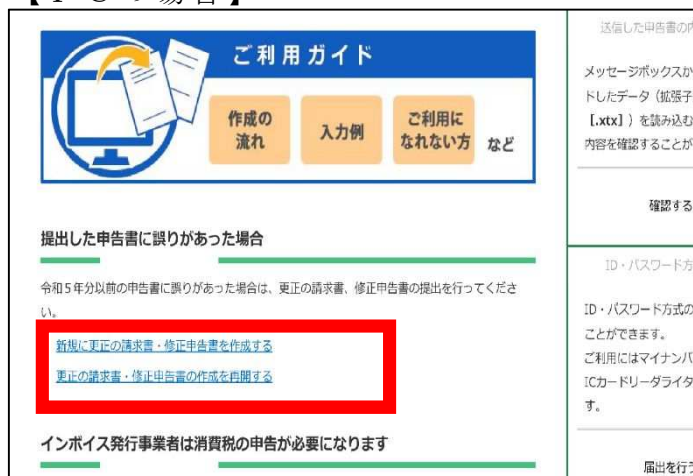
2 確定申告書等作成コーナー画面下の「提出した申告書に誤りがあった場合」より、更正の請求書を作成

※作成したデータは、電子申告（e-Tax）や印刷して郵送等で提出できます。

※訂正した内容について証明となる書類の添付が必要です。

（例：ふるさと納税の追加→寄附金受領証明書を添付）

【PCの場合】



ご利用ガイド

作成の流れ 入力例 ご利用に
なれない方 など

提出した申告書に誤りがあった場合

令和5年分以前の申告書に誤りがあった場合は、更正の請求書、修正申告書の提出を行ってください。

新規に更正の請求書・修正申告書を作成する

更正の請求書・修正申告書の作成を再開する

インボイス発行事業者は消費税の申告が必要になります

【スマホの場合】



国税庁 確定申告書等作成コーナー

ご利用 6 年分

お知らせ

作成の流れはこちら

作成開始

保存データ利用

提出した申告書に誤りがあった場合

※ 確定申告書等作成コーナーの入力方法でご質問の場合は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（TEL0570-01-5901（ナビダイヤル）または03-5638-5171、受付時間：平日9:00～17:00）」へお問い合わせをお願いします。